

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜、  
祭日、  
の翌日  
に当  
り)

## 目 次

### ◇ 条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

### ◇ 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止

計量器の定期検査の実施

畜産振興資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務の委託

畜産振興資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員の退任(二件)

土地改良区の清算人の退任

林業種苗木による生産事業者の登録

普通母樹林の指定の解除

県道の区域の変更

県道の供用の開始

### ◇ 公 告

職業訓練法による技能検定の実施

## 条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第一号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和五十七年七月分」を「昭和五十九年四月分」に、「五十五万二千二十四円」を「五十六万二千八百四十八円」に改める。

(恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

6 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する通算退職年金又は通算遺族年金については、昭和五十九年四月分以降、その年額を、第一項第一号中「五十五万二千二十四円」とあるのは、「五十六万二千八百四十八円」と読み替えて、前各項の規定に準じて算定した額に改定する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の規定及び第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「四百十円」を「四百四十円」に、「百二十七円」を「

百四十円」に、「二百七十七円」を「二百九十七円」に改める。

別表第一中

三、七四〇円	四、九〇〇円	六、一五二円	七、四
二、六八二円	三、四二〇円	四、二四五円	五、二

を

二五円	八、六六三元	九、七六二円	三、八六八円	五、〇七
〇七円	六、一九二円	七、一二七円	二、七七八円	三、五四
〇円	六、三五八円	七、六七〇円	八、九四五円	一〇、〇七八円
〇円	四、三九三元	五、三八三元	六、三九五円	七、三六〇円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例第四条第三項及び別表第一の規定は、昭和五十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第二百八十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
馬 淵 医 院	鳥取市材木町一〇六	昭和六十年一月三十一日

鳥取県告示第二百八十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、八頭郡及び東伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計測法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十年四月十五日から  
昭和六十一年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和六十年四月十五日 午前十時から午後二時まで 若桜町 若桜町山村開発センター

昭和六十年四月十六日 " " 八東町 八東町農業協同組合丹比選果場

昭和六十年四月十七日 " " 船岡町 船岡町中央公民館

昭和六十年四月十八日 午前十時から午後三時まで 郡家町 郡家町中央公民館

昭和六十年四月十九日 午前十時から午後二時まで 河原町 河原町役場

昭和六十年四月二十三日 午前十時から正午まで 佐治村 プラザ佐治記念ホール

昭和六十年四月二十四日 午前十時から午後三時まで 智頭町 智頭町役場

昭和六十年四月二十五日 " " 用瀬町 用瀬町農業協同組合選果場

昭和六十年五月八日 午前十時から午後二時まで 泊村 泊村役場

昭和六十年五月九日 " " 羽合町 羽合町農業協同組合選果場

昭和六十年五月十日 午前十時から午後三時まで 東郷町 東郷町役場

昭和六十年五月十三日 " " 三朝町 三朝町山村開発センター

昭和六十年五月十四日 午前十時から午後二時まで 関金町 関金町山村開発センター

鳥取県告示第二百八十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、畜産振興資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務を鳥取県信用農業協同組合連合会に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、畜産振興資金の貸付金に係る償還金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 鳥取市農業協同組合 国府町農業協同組合
- 青谷町農業協同組合 郡家町農業協同組合
- 智頭町農業協同組合 倉吉市農業協同組合
- 大栄町農業協同組合 赤碓町農業協同組合
- 米子市農業協同組合 鳥取大山農業協同組合
- 中山町農業協同組合 香取開拓農業協同組合

鳥取県告示第二百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	中島 勘治	米子市博労町一丁目一六三
"	吾郷 弘	道笑町三丁目一一九
"	浦上 金一	観音寺一四〇
"	中原 敏雄	中島八〇
"	竹内 一夫	目久美町二九五
"	三島 卓治	安倍一二
"	永井 友美	両三柳二二八〇
"	坂根 嘉重	三四五八
"	倉敷 敏成	上福原四六〇
"	八並 弘	皆生三八
"	井上 万吉男	東福原八二八
"	古杉 健郎	米原七九一
"	内田 健廣	彦名町一八三三
"	松本 美寿	葭津一八一三
"	渡辺 勇	境港市森岡町五四三

理事	倉敷敏成	米子市上福原四六〇
井上万吉男	東福原八二八	
永見新一	西三柳二一八五	
松本義人	渡町九三六	
柏木茂敏	外江町八五一	
藪内明	三三三九	
池淵巖	花町一一七	
堀田収	上道町四四三	
阿部隆	高松町一六八	
景山義光	中野町五〇五	
永見元	小篠津町八九〇	
桂木啓	幸神町二一一	
安田正平	米子市大篠律町四七一五	
安達昭男	和田町二五六七	
門脇廣徳	富益町四四六八	
松本初	夜見町一九六	
永沢令	境港市幸神町六二	
森脇孝雄	米子市和田町三六三二	
松本遷三	境港市渡町二二五〇	
坪倉三男	米子市東山町五九一一	
篠田伊三郎	錦町三丁目九二一一一六	

昭和六十年一月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

昭和六十年一月二十日退任

理事 倉敷敏成 米子市上福原四六〇

井上万吉男 東福原八二八

永見新一 西三柳二一八五

浦上金一 観音寺一四〇

三島卓治 安倍一二

松本初 夜見町一九六

門脇広徳 富益町四四六八

安達昭男 和田町二五六七

岩吉元久 彦名町四四〇一

渡辺薫 大崎二〇一三

永見元 境港市小篠律町八九〇

山本賢 竹内町六三一

堀田収 上道町四四三

松本義人 渡町九三六

浜田靖 外江町一九三七

監事 佐野明徳 米子市大谷町三四三

宮崎正喜 大篠律町一八二六

池淵巖 境港市花町一一七

昭和六十年一月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 千 藏 東伯郡東伯町大字下伊勢五五八

昭和五十九年十二月二十四日退任

鳥取県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 勘 治 八頭郡八東町大字徳丸四〇九

昭和六十年一月四日退任

鳥取県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上原土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した清算人の氏名及び住所

藤 岡 英 雄 鳥取市上原二五四―二

民 井 義 美 “ 上段一四―二

河 崎 善 藏 “ 上原二二二

大 賀 松 吉 “ 二六七

昭和五十九年十二月十九日退任

鳥取県告示第二百九十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 二百四十七	生産事業者の氏名 横川 清美	生産事業者の住所 八頭郡河原町大字北村二五五―一	生産事業の内容 穂の採取並びに幼苗及び幼苗の育成	事業所の名称 横川苗畑	事業所の所在地 八頭郡河原町大字北村
---------------	-------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------	-----------------------

鳥取県告示第二百九十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号 及び指定 解除年月	指定採取 源の種別	樹種	所在場所	本数 (本)	面積 (ヘクタール)	所有者の 住所及び 氏名
四十七年三月十五日 昭和六十三年三月十五日	普通母樹林	あかまつ	東伯郡大栄町大字妻波一七〇〇一から一七〇〇三まで及び一七〇〇一から一七〇〇三まで	一八二	〇・六二	東伯郡大栄町大字妻波岡田勝正
四十七年三月十五日 昭和六十三年三月十五日	普通母樹林	あかまつ	東伯郡大栄町大字妻波一七〇〇一から一七〇〇三まで及び一七〇〇一から一七〇〇三まで	八二八	二・二〇	東伯郡大栄町大字妻波岡田勝正

鳥取県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年三月十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前	変更後
		幅員 (メートル)	延長 (メートル)
菅沢日野線	日野郡日南町菅沢字菅沢山九五九一―一 久住字野ゴ路尻一〇五一―一 地先まで	二・〇〇 二・〇〇	一・一〇〇 一・一〇〇

鳥取県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年三月十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
菅沢日野線	日野郡日南町菅沢字菅沢山九五九一―一 一地先から同郡日野町久住字野ゴ路 尻一〇五一―一地先まで	昭和六十年三月十五日

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和60年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和60年 3月15日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、電気めっき、仕上げ、製材のご目立て、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、製版、印刷、プラスチック成形、石工、とび、左官、れんが積み、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ、写真及びフラワー装飾

2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに1級及び2級に分けて、又は単一等級により行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和60年 6月21日（金）から同年 9月16日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和60年 6月12日（水）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金属プレス加工、鉄工、工場板金、電気めっき、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、建具製作、印刷、左官、ブロック建築、塗装、広告美術仕上げ及びフラワー装飾	昭和60年 9月 1日（日）
機械加工、建築板金、仕上げ、製材のご目立て、建設機械整備、家具製作、石工、れんが積み、塗料調色及び写真	昭和60年 9月 8日（日）
園芸装飾、造園、放電加工、電子機器組立て、布はく縫製、製版、プラスチック成形、とび、タイル張り、畳製作、防水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工及び塗装	昭和60年 9月 15日（日）



4 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 商工会館 (別館)

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和60年4月5日 (金) から同月16日 (火) まで (郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を記入し、60円切手をはつたもの) を同筒して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
園芸装飾	11,000円
造芸加工	10,000円
機械加工	11,000円
放電加工	11,000円
金属プレス加工	9,000円
鉄工	9,000円
建築板金	11,000円
工場板金	11,000円
電気めっき	11,000円
仕上げ	11,000円
製材のこ目立て	11,000円
電子機器組立て	11,000円
電気機器組立て	11,000円
建設機械整備	9,000円
婦人子供服製造	8,000円
紳士服製造	9,000円
布はく縫製	11,000円
家具製作	11,000円
家具製作	11,000円
製版	11,000円
印刷	11,000円
プラスチック成形	11,000円
石工	11,000円

<p>と び 官 10,000円</p> <p>左 官 9,000円</p> <p>れんが積み 11,000円</p> <p>フロック建築 9,000円</p> <p>タイル張り 9,000円</p> <p>畳 製作 11,000円</p> <p>防水施工 11,000円</p> <p>床仕上げ施工 11,000円</p> <p>天井仕上げ施工 11,000円</p> <p>熱絶縁施工 11,000円</p> <p>サッシ施工 11,000円</p> <p>表 装 11,000円</p> <p>塗 装 9,000円</p> <p>塗料調色 9,000円</p> <p>広告美術仕上げ 11,000円</p> <p>写 真 11,000円</p> <p>フラワー装飾 11,000円</p> <p>イ 学科試験の受検手数料 2,000円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。</p> <p>(3) その他</p>	<p>申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。</p> <p>7 合格者の発表等</p> <p>(1) 合格通知</p> <p>実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和60年10月9日(水)に書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格者の発表</p> <p>技能検定合格者の氏名は、昭和60年10月12日(金)の鳥取県公報で公告する。</p> <p>8 その他</p> <p>技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7231)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------